

株 主 各 位

群馬県前橋市本町二丁目12番6号

株式会社 東和銀行

代表取締役頭取 吉 永 國 光

第115回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当行第115回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、令和2年6月23日（火曜日）午後5時00分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 日 時 | 令和2年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 前橋市本町二丁目12番6号 当行本店2階大会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報告事項 | 1. 第115期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第115期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 4. 議決権行使等についてのご案内 | |
| (1) | 株主総会にご出席願えない場合、当行の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。 |
| (2) | 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び当行定款第15条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト(https://www.towabank.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類及び連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」及び「連結注記表」も含まれております。 |
| (3) | 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当行ウェブサイト(https://www.towabank.co.jp)に掲載させていただきますのでご了承ください。 以 上 |

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主さまには可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主さまにおかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。併せて、当行の判断に基づき、株主総会会場において株主さまの安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

※本年は感染防止の観点から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。ご理解のほどお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当行 第115回定時株主総会における 「新型コロナウイルス感染」防止への対応について

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、来る6月24日（水曜日）に当行第115回定時株主総会の開催を予定しておりますが、「新型コロナウイルス感染症」による感染予防及び拡散防止に向けた当行の対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆さまのご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

敬 具

記

〈当行の対応について〉

- ・当行役員及び株主総会の運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・受付等の会場各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主さま同士のお席の間隔を広くとるため十分な席数が確保できなくなり、ご入場いただけない場合もありますので、あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

〈株主さまへのお願い〉

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませんようお願いいたします。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・ご来場なさらないで議決権を行使していただく方法として、議決権行使書面の郵送による行使もできますので是非ご検討をお願い申し上げます。

〈ご来場される株主さまへのお願い〉

- ・ご来場の株主さまにおかれましては、マスクのご着用やアルコール消毒液のご利用などご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・当日は、受付時にサーモグラフィカメラにて株主さまの体温を計測させていただきます、体温の高い方、体調がすぐれないとお見受けされる株主さまには、ご入場の制限をさせていただく場合があります。
- ・本年は感染防止の観点から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりますお土産は取り止めとさせていただきます。ご理解のほど、お願い申し上げます。

なお、今後の状況によりましては、対応等を変更する場合もございます。株主さまにお知らせすべき事項が発生した場合には、順次、インターネット上の当行ウェブサイト(<https://www.towabank.co.jp>)に掲載させていただく予定です。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

以 上

第115期 (平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

(企業集団の主要な事業内容)

当行グループは、当行と子会社及び子法人等2社により構成されており、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスの提供やその他業務（クレジットカード業務）を営んでおります。

(金融経済環境)

令和元年度のわが国経済は、昨年12月までは、海外経済減速や自然災害、消費税率引き上げなどの影響から、輸出・生産や企業マインドに弱めの動きがみられたものの、緩やかな回復基調が続きました。しかし、今年に入って、国内外で新型コロナウイルス感染症が蔓延し、サプライチェーン寸断や行動規制などにより、需要・供給両面での制限があったことから、景気の先行きが不透明な状況となっております。また、金融を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症への対策のために金融緩和策が追加されるなど、極めて緩和的な状況が続いております。

(企業集団の事業の経過及び成果)

当行は、経営強化計画「プランフェニックスV」に基づき、お客様の「本業支援」「経営改善・事業再生支援」「資産形成支援」に取り組む「TOWAお客様応援活動」の実践により、お客様の企業価値の向上と当行の収益力の向上を図る「共通価値の創造」に取り組むことで、お客様と当行の双方で持続可能性のある発展を目指してまいりました。また、新型コロナウイルス感染症拡大により直接的または間接的に影響を受けている中小企業事業者等の皆さまの業況や資金繰りについてきめ細かく実態把握を行い、適切かつ迅速な金融支援に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の主な項目の実績は以下のとおりです。

<預金・預かり資産>

預金は、前年度末比243億円増加の1兆9,818億円となりました。

投資信託270億円、生命保険100億円、公共債2億円の販売・募集を行いました。

<貸出金>

貸出金は、前年度末比221億円増加の1兆4,561億円となりました。また、事業性貸出先数は、前年度末比233先増加の16,560先となりました。

<TOWAお客様応援活動>

当行のビジネスモデルの中核である「TOWAお客様応援活動」は、お客様の売上増加や経営課題の解決を図る「本業支援」「経営改善・事業再生支援」及びお客様の長期的な家計資産の増大を図る「資産形成支援」の3本柱から成っております。

特にお客様の本業支援にあたっては、ESG (Environment:環境, Social:社会, Governance:ガバナンス) に着眼した財務面と本業面の支援に取り組んでいます。当行は持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たす「21世紀金融行動原則」に署名しています。昨年9月に環境省「地域ESG融資促進利子補給事業」に係る指定金融機関の認定や昨年10月に環境省「地域における金融促進事業」に

係る支援先機関の認定を受けるなどESG融資の普及や促進に努めています。また、昨年の11月にゆうちょ銀行と連携して、中小・中堅企業の事業承継や観光開発等の支援を通じた地域の活性化に貢献することを目的とした「東和地域活性化ファンド」を組成しました。

なお、具体的な「TOWAお客様応援活動」の取り組み内容は以下のとおりです。

本業支援では、ビジネスマッチングや各種補助金申請支援、地元大学との共同開発研究支援、大手企業との川上・川下マッチング事業の開催、大手工業系・大手食品系バイヤーとの個別商談会を実施し、また、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)など58ヶ国39機関との海外ネットワークを活用した海外進出支援、事業承継支援などに取り組んでまいりました。

経営改善支援では、経営改善計画の策定支援や経営指導などコンサルティング機能の発揮に努め、外部専門機関の知見やサポート機能の活用を積極的に行うとともに、取引先企業の経営状況に応じて、より適切な事業性の評価に基づいた、実効性のある抜本的な事業再生支援にも取り組んでまいりました。

資産形成支援では、お客様の金融資産を守り育てるためのアドバイザリー型営業の実践を昨年7月から全店で開始し、ローリスク・ローリターンのコア・ファンドを中心にお客様の金融資産の増加を図るとともに、「長期」「分散」「積立」を基本とした、少額から投資できる積立投信による資産形成の支援に注力してまいりました。また、金融仲介業務として昨年4月に「東和銀行SBIマネープラザ」を開設し、お客様の多様な商品のニーズにお応えをしています。

＜地元大学との連携＞

当行は、共同開発研究支援やビジネス交流会の共催の他、地域における人材育成の一環として、群馬大学と高崎経済大学、放送大学において、頭取をはじめとする役職員が、地域金融機関の社会的役割等について、講義を行ってまいりました。大学での講義については、令和元年度においても群馬大学では2月に4日間の連携授業を開講、高崎経済大学では4月から1月まで30日間の講義を開講いたしました。また放送大学では7月に2日間の面接授業を開講いたしました。

共同開発研究支援については、群馬大学との共同開発研究が提案数40社、うち研究開始先が5社、前橋工科大学との共同開発研究は提案数2社となり取引先企業に対する大学との共同開発支援の積極的な取り組みをいたしました。

令和元年度中における支援活動実績は以下のとおりです。

お客様応援活動の取り組み状況

ビジネスマッチング	商談2,411件、取引成立268件
新現役交流会	面談19社、成約15社22名
群馬大学との共同開発研究	提案40社、研究開始5社
前橋工科大学との共同開発研究	提案2社
海外進出	政府系金融機関や業務提携機関等への個別紹介実績39社 国際協力銀行(JBIC)との協調融資による取り組み1件
工業系・食品系バイヤーとの商談	商談285社、成立9社
経営相談会の開催	31店舗、75社

経営改善・事業再生支援

中小企業再生支援協議会との連携	8社
-----------------	----

経営改善支援センターとの連携	8 社
保証協会経営サポート会議の活用	20 社
外部専門家（コンサルタント等）との連携	35 社

地元大学での講義

大学名	講義内容	受講者数(延べ人数)	
群馬大学	世界経済の潮流、金融機関とIT及びフィンテック、地域経済の発展とリレーションシップバンキング、家計の資産形成と地域金融機関、女性の職場としての地域金融機関 他	令和元年度	128名
高崎経済大学	リレーションシップバンキングの現場(お客様応援活動)、家計の資産形成と地域金融機関、地域社会と金融機関、少子高齢化と地域金融機関・成長戦略と地域金融機関 他	令和元年度	3,525名
放送大学	日本の財政政策・金融政策と世界経済、地域金融機関の国際業務 他	令和元年度	42名

北関東地域銀行 3 行による取り組み状況

開催日	交流会名	参加企業数	当行	栃木銀行	筑波銀行
令和元年10月9日	2019筑波銀行ビジネス交流商談会	215	12	15	188
令和元年11月12日	第16回東和新生会ビジネス交流会	202	182	10	10

< 損益状況 >

当連結会計年度の経常利益は59億円、親会社株主に帰属する当期純利益は28億円となりました。なお、単体コア業務純益は69億円を計上し、経常利益は56億円、当期純利益は32億円となりました。

< 金融再生法開示債権比率 > (単体)

金融再生法開示債権比率は、前年度末比0.03ポイント改善し、2.29%となりました。

< 自己資本比率 >

連結自己資本比率は、前年度末比0.09ポイント上昇し9.78%となりました。

(企業集団の対処すべき課題)

当行は三つのモットー「靴底を減らす活動」「雨でも傘をさし続ける銀行」「謙虚さのDNAを忘れない銀行」のもと、「本業支援」「経営改善・事業再生支援」「資産形成支援」の3本柱とする「TOWAお客様応援活動」を一層強化・徹底させて、お客様の抱える課題の解決にともに全力で取り組み地域経済・地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

当行は、新型コロナウイルス感染拡大により、経営や資金繰りなどに影響を受けている地域の中小企業事業者等の皆さまへの支援に全力で取り組むことが最優先課題であると捉えております。全店に融資相談窓口を設置するとともに、ホームページに専用相談フォームを掲載し、資金繰りや条件変更、住宅ローンの相談についての24時間受付や休日電話相談受付など相談受付態勢を拡充しており、今後も感染拡大の影響で経営や資金繰りなどにお困りのお客様に対し、迅速で適切かつ柔軟な金融支援に全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
連結経常収益	435	483	372	387
連結経常利益	107	155	59	59
親会社株主に帰属する当期純利益	85	113	47	28
連結包括利益	50	67	36	△40
連結純資産額	1,513	1,565	1,359	1,302
連結総資産	22,521	23,313	23,030	23,294

(注) 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
預 金	19,184	19,528	19,602	19,818
定期性預金	10,682	10,553	10,225	9,985
その他	8,501	8,974	9,376	9,833
貸 出 金	13,859	14,107	14,365	14,590
個人向け	3,528	3,496	3,487	3,534
中小企業向け	7,517	7,476	7,586	7,779
その他	2,813	3,134	3,291	3,276
商品有価証券	0	0	0	0
有 価 証 券	5,950	5,899	6,368	5,612
国 債	1,305	1,131	1,051	593
その他	4,644	4,768	5,317	5,019
総 資 産	22,489	23,273	22,973	23,212
内国為替取扱高	74,987	78,060	79,228	80,153
外国為替取扱高	百万ドル 747	百万ドル 858	百万ドル 800	百万ドル 739
経 常 利 益	百万円 10,496	百万円 15,197	百万円 6,498	百万円 5,667
当 期 純 利 益	百万円 8,357	百万円 11,075	百万円 5,393	百万円 3,256
1株当たり当期純利益	円 銭 214 17	円 銭 288 18	円 銭 140 92	円 銭 82 93

(注) 1. 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の普通株式の平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

3. 平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たりの当期純利益は、平成28年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀 行 業	リース業	その他事業	銀 行 業	リース業	その他事業
使用人数	1,416人	15人	9人	1,469人	12人	10人

(注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

2. 使用人数は、就業者ベースで記載しております。

ロ. 当行の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,416人	1,469人
平 均 年 齢	39年10月	39年4月
平 均 勤 続 年 数	16年6月	16年1月
平 均 給 与 月 額	383千円	381千円

(注) 1. 使用人数には、受入出向者を含み、出向者、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

2. 使用人数は就業者ベースで記載しております。

3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。
また、受入出向者に対する給与等を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

(イ) 営業所数の推移

	主 要 な 営 業 所 等
群 馬 県	本店営業部、太田支店、高崎支店、ほか38店（前年度末同）
埼 玉 県	東松山支店、川越支店、所沢支店、ほか39店（前年度末同）
東 京 都	東京支店、ほか7店（前年度末同）
栃 木 県	足利支店、ほか2店（前年度末同）

(注) 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を88ヵ所（前年度末94ヵ所）設置しております。

2. 群馬県の営業所数の中にインターネット支店（1ヵ店）及び振込専用支店（2ヵ店）を含んでおります。

(ロ) 当年度新設営業所

該当事項はございません。

ロ. リース業

会 社 名	主 要 な 営 業 所 等
東和銀リース株式会社	本社（群馬県前橋市）、首都圏営業部（埼玉県上尾市）

ハ. その他事業

会 社 名	主 要 な 営 業 所 等
東和カード株式会社	本社（群馬県前橋市）

（５）企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

（単位：百万円）

事業セグメント	金 額
銀 行 業	1,828
リ ー ス 業	4
そ の 他 事 業	5
合 計	1,837

（注）記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

（単位：百万円）

事業セグメント	内 容	金 額
銀 行 業	国際業務システム	319
	オープン出納システム	213
	融資支援システム	62
	A T M	56

（注）記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

（６）重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
東 和 カ ー ド 株 式 会 社	前橋市本町二丁目14番8号	クレジットカード 業務	平成元年 8月9日	百万円 50	% 47.05	—
東和銀リース 株 式 会 社	前橋市本町二丁目14番8号	リース業務	昭和49年 3月15日	百万円 100	% 48.00	—

（注）１．当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
 ２．連結対象の子会社及び子法人等は２社であります。
 ３．令和２年２月28日、当行は、保有する東和信用保証株式会社の全株式(100%相当)を、全国保証株式会社へ売却し、東和信用保証株式会社は当行の子会社ではなくなりました。

重要な業務提携の概況

- １．第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ２．第二地銀協地銀38行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金

庫256金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連668（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。

3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行等との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し、現金自動入金、残高照会のサービスを行っております。
6. 株式会社筑波銀行及び株式会社栃木銀行と地域経済活性化に向けた「広域連携協定」を締結し、地域の魅力を高め、産業の育成や雇用の創出による地域経済の活性化に資する活動を行っております。
7. 群馬県及び株式会社群馬銀行と連携し、ぐんまの持続的な発展を実現することを目指す「ぐんまの未来共創宣言」に署名し、県の交流人口増加や女性・若者の活躍、スタートアップ企業の支援などに取り組んでいます。

（7）事業譲渡等の状況

特に記すべき事項はありません。

（8）その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記すべき事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

令和2年3月31日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大澤 清美	代表取締役会長執行役員 コンプライアンス統括部、監査部 証券業務（内部管理統括責任者）	—	—
吉 永 國 光	代表取締役頭取執行役員	—	—
江 原 洋	取締役副頭取執行役員 総合企画部、人事総務部、 職員研修所、東和銀行経済研究所	東和カード株式会社 取締役 東和銀リース株式会社 取締役	—
櫻 井 裕 之	取締役専務執行役員 リレーションシップバンキング推進部、 リレーションシップバンキング戦略部、 事務統括システム部、事務集中部	—	—
北 爪 功	取締役執行役員 リレーションシップバンキング推進部長 委嘱 リレーションシップバンキング戦略部 部長委嘱	—	—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
水 口 剛	取締役（社外取締役）	高崎経済大学教授・副学長・理事	—
大西 利佳子	取締役（社外取締役）	株式会社コトラ 代表取締役 株式会社ベルパーク 社外取締役	—
加 辺 秀 雄	常勤監査役	—	—
関 根 正 裕	常勤監査役	—	—
安藤 震太郎	監査役（社外監査役）	株式会社安藤 相談役	—
加 藤 真 一	監査役（社外監査役）	株式会社加藤会計事務所 代表取締役 税理士法人加藤会計事務所 代表社員 カネコ種苗株式会社 社外監査役 公認会計士	—

- (注) 1. 令和元年6月26日開催の第114回定時株主総会における就任
再任 取締役 大澤清美、吉永國光、江原洋、櫻井裕之
新任 取締役 北爪功、水口剛（非常勤、社外取締役）、大西利佳子（非常勤、社外取締役）
2. 取締役水口剛氏及び大西利佳子氏、監査役安藤震太郎氏及び加藤真一氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 監査役加藤真一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数(名)	報酬等(百万円)
取 締 役	9	138 (23)
監 査 役	4	45
計	13	184 (23)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。
2. 報酬以外の金額を（ ）に内書しております。
3. 上記には、令和元年6月26日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
4. 取締役の報酬等には、当事業年度において費用計上した株式報酬型ストック・オプションによる報酬等23百万円を含んでおります。
5. 役員に対する定款または株主総会で定められた報酬等の限度額は、以下のとおりであります。
- 取締役 報酬月額 25百万円以内（昭和63年6月29日株主総会決議）
監査役 報酬月額 8百万円以内（平成6年6月29日株主総会決議）
取締役（社外取締役を除く） 株式報酬型ストック・オプション年額 60百万円以内（平成22年6月29日株主総会決議）

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
水 口 剛	当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
大 西 利佳子	
安 藤 震太郎	
加 藤 真 一	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
水 口 剛 (取締役)	高崎経済大学教授・副学長・理事
大 西 利佳子 (取締役)	株式会社コトラ 代表取締役 株式会社ベルパーク 社外取締役
安 藤 震太郎 (監査役)	株式会社安藤 相談役
加 藤 真 一 (監査役)	株式会社加藤会計事務所 代表取締役 税理士法人加藤会計事務所 代表社員 カネコ種苗株式会社 社外監査役 公認会計士

(注) 1. 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行との間には、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
水口 剛 (取締役)	9 月 (令和元年6月26日就任)	令和元年 6 月26日の就任以降に開催した取締役会 9 回の全てに出席しております。	主に大学教授としての専門的な見地を発揮し、経営の意思決定の客観性を確保する観点から、議案の審議等に必要な質問、発言を適宜行っております。
大西利佳子 (取締役)	9 月 (令和元年6月26日就任)	令和元年 6 月26日の就任以降に開催した取締役会 9 回の全てに出席しております。	主に会社経営者としての豊富な経験を発揮し、経営の意思決定の客観性を確保する観点から、議案の審議等に必要な質問、発言を適宜行っております。
安藤震太郎 (監査役)	7 年 9 月 (平成24年6月26日就任)	当期に開催した取締役会12回のうち11回出席、監査役会14回のうち13回出席しております。	主に会社経営者としての豊富な経験を活かし、議案の審議等に必要な質問、発言を適宜行っております。
加藤 真一 (監査役)	5 年 9 月 (平成26年6月26日就任)	当期に開催した取締役会12回の全てに出席、監査役会14回の全てに出席しております。	主に公認会計士として専門的な見地から、議案の審議等に必要な質問、発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数 (名)	銀行からの報酬等 (百万円)	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6	19	該当事項はありません。

(注) 1. 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、令和元年 6 月26日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 2 名を含んでおります。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	130,000 千株
	第二種優先株式	20,000 千株
発行済株式の総数	普通株式	37,180 千株
	第二種優先株式	7,500 千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 普通株式の発行済株式の総数は、自己株式239千株を含んでおります。
 3. 平成29年6月27日開催の第112期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会決議により、平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	13,752 名
第二種優先株式	1 名

(3) 大株主

① 普通株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,818 千株	7.62%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,717	4.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,555	4.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,512	4.09
東和銀行従業員持株会	925	2.50
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	714	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	704	1.90
遠藤 四郎	640	1.73
GOVERNMENT OF NORWAY	539	1.45
JP MORGAN CHASE BANK 385151	442	1.19

- (注) 1. 大株主は、上位10名の状況を表示しております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

② 第二種優先株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	7,500 千株	100.00 %

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称	第1回株式報酬型新株予約権	2名
	②新株予約権の割当日	平成22年8月3日	
	③新株予約権の数	1,542個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式15,420株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成22年8月4日から 令和17年8月3日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第2回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	平成23年8月12日	
	③新株予約権の数	1,743個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式17,430株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成23年8月13日から 令和18年8月12日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第3回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	平成24年8月3日	
	③新株予約権の数	2,481個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式24,810株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成24年8月4日から 令和19年8月3日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第4回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	平成25年8月2日	
	③新株予約権の数	2,298個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式22,980株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成25年8月3日から 令和20年8月2日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第5回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	平成26年8月6日	
	③新株予約権の数	2,127個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式21,270株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成26年8月7日から 令和21年8月6日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を 有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称	第6回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	平成27年8月6日	
	③新株予約権の数	1,751個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式17,510株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成27年8月7日から 令和22年8月6日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使価額（1株当たり）	(注)	
	①名称	第7回株式報酬型新株予約権	5名
	②新株予約権の割当日	平成28年8月12日	
	③新株予約権の数	2,882個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式28,820株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成28年8月13日から 令和23年8月12日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使価額（1株当たり）	(注)	
	①名称	第8回株式報酬型新株予約権	5名
	②新株予約権の割当日	平成29年8月10日	
	③新株予約権の数	2,013個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式20,130株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成29年8月11日から 令和24年8月10日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第9回株式報酬型新株予約権	5名
	②新株予約権の割当日	平成30年8月10日	
	③新株予約権の数	1,983個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式19,830株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成30年8月11日から 令和25年8月10日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第10回株式報酬型新株予約権	5名
	②新株予約権の割当日	令和元年8月9日	
	③新株予約権の数	3,677個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式36,770株	
	⑤新株予約権の行使期間	令和元年8月10日から 令和26年8月9日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(注) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を交付した者の人数
当行の 執行役員	①名称	第10回株式報酬型新株予約権	9名
	②新株予約権の割当日	令和元年8月9日	
	③新株予約権の数	4,743個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式47,430株	
	⑤新株予約権の行使期間	令和元年8月10日から 令和26年8月9日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人	—	—	—

(注) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 杉田昌則 指定有限責任社員 吉田波也人	66	—

(注) 1. 当行及び子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は66百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、相当と認めたことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

(業務の適正を確保する体制の概要)

(1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当行グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は、法令等遵守態勢の確立を経営の最重要課題として位置づけ、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理及びそれを具体的に担保するための態勢を構築し、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行の監督を行ないます。
- ② 取締役は、業務執行にあたり、善良なる管理者の注意義務及び忠実義務を果たします。
- ③ 取締役は、優れた遵法精神と高い倫理観をもって率先垂範して法令等の遵守に取り組むことといたします。
- ④ 監査役は、取締役会に出席し、必要あるときには意見具申することとしております。
- ⑤ 事業年度毎に、取締役会においてコンプライアンス実践計画を策定するとともに経営方針においてコンプライアンスに関する基本方針を決定しております。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で関係を遮断し、排除するための内部体制を整備しております。
- ⑦ 法令違反行為を防止するため、社内及び社外に通報窓口を設置しております。
- ⑧ 取締役会や監査役会による経営監視、牽制が適切に機能しているかについて、第三者の委員で構成する「外部評価委員会」により評価・助言を得ております。
- ⑨ 取締役、執行役員の選解任や報酬等の重要議案の検討にあたり、議案内容に関する適切性の検証を行うため、社外取締役及び代表権のある取締役で構成する「指名報酬委員会」で審議し、外部評価委員会の評価を得たのち、助言・提言を得ております。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書規程に従い適切に保存及び管理しております。

（３）当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 統一的なリスクの管理体制を確立するために、統合リスク管理規程及びリスク管理の基本方針により、リスクカテゴリー毎の管理部署等を定めるとともに総合企画部をリスク管理統括部署と定め、統合的な管理を行っております。
- ② 監査部は、各リスク管理部署の管理の適切性について、独立した立場から監査を実施しております。
- ③ 大規模災害などの不測の事態を想定した「業務継続計画規程」を策定し、災害等発生時に迅速、適切な措置を講じる体制を構築しております。

（４）当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会の下に業務執行機関として常務会を置き、各業務の分掌並びに事案毎の職務執行権限の定めに従って適時・適正な業務執行を行っております。
- ② 取締役会規程においては、決定する事項及び報告する事項を各々規定しております。
- ③ 監査部は、本部各部の業務運営が本部業務分掌及び職務権限に従って適正に行われるよう、独立した立場から監査を実施しております。

（５）当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役が使用人の職務執行を監督するにあたり、法令等遵守が最優先であることを常に強調し、使用人のコンプライアンス・マインドを涵養いたします。
- ② 法令遵守の手引き（取締役会付議）を策定し、全員に配付するとともに、研修・会議を通じて法令等遵守意識の高揚を図っております。
- ③ 事業年度毎にコンプライアンス実践計画を策定し、法令等遵守態勢の強化を図っております。
- ④ コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を置くとともに、本部各部及び全営業店にコンプライアンス責任者を配置しております。また、本部各セクションの横断的組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する問題が生じた場合の改善を図っており、また、防止策、対応策の検討を行なっております。
- ⑤ 反社会的勢力に対する統括部署として、コンプライアンス統括部に反社会的取引監視室を置くとともに、弁護士や警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための内部体制を整備しております。
- ⑥ 監査部は、本部各部及び営業店において法令・行内規程を遵守した業務が行われるよう独立した立場から監査を実施しております。
- ⑦ 法令違反行為を防止するため、社内及び社外に通報窓口を設置しております。

（６）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- ① 当行の定める子会社等管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当行への定期的な報告を義務づけるとともに、重要事項等については、事前協議、事前報告を求めています。
- ② 当行において、当行及び子会社の取締役等が出席する子会社情報交換会を年１回開催しており、子会社の取締役（代表者）から、営業状況、決算見込、今後の見通し等について報告を求めています。

(7) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行の定める子会社等管理規程、リスク管理基本方針に基づき、子会社のリスク管理状況について適切に管理するとともに、業務継続に係る緊急事態が発生した場合の報告体制等を整えております。
- ② 当行の定めるリスク管理基本方針等に準拠し、子会社において「リスク管理規程」を定め、リスクを総合的に管理する体制を整えております。
- ③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

(8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当行の取締役会規程に準拠し、子会社において取締役会規程を定め、取締役会にて決定する事項及び報告する事項を各々規定しております。
- ② 当行の定める子会社等管理規程において、子会社の当行に対する事前協議事項、事前報告事項、事後報告事項、緊急報告事項等を規定しております。
- ③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

(9) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社においても、業務の決定及び執行に関する適正を確保するため、取締役会を設置、監査役を選任しております。
- ② 当行の定める子会社等管理規程に基づき、子会社の重要な業務執行の決定については、当行の所管部署においてその適正について管理するとともに、業務の状況について適時に報告を受けております。
- ③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。
- ④ 当行において、子会社の取締役等に対し、年1回コンプライアンス研修会を実施しており、当行所管部より、個人情報管理、反社会的勢力との関係遮断、利益相反管理他、法令等遵守に係る重要事項について徹底しております。
- ⑤ 当行の定める各種管理規程に準拠し、子会社において「コンプライアンス規程」「個人情報管理規程」「公益通報規程」等を定め、その職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えております。

(10) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役室を設置し、補助者を配置することとしております。

(11) 当行の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うこととしております。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、その業務に関し、代表取締役の指揮命令から独立し、その人員・任命・解雇・配転等の人事異動については、予め監査役の同意を得た上で取締役会等が決定することとしております。

(12) 当行の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当行の取締役は監査役との協議により、「業務の適正を確保する体制」に係る当行の取締役及び使用人等の監査役への報告事項等を申し合わせ、適宜必要な報告を行える体制を整えております。
- ② 監査役は取締役会に、常勤監査役はさらに常務会等の経営の重要会議に出席するとともに、支店長会議等の会議・報告会にも出席し、業務執行の決定や状況報告を受ける体制をとっております。
- ③ 当行は、法令違反行為等に関し、当行の取締役及び使用人等が監査役に内部通報できる体制を整えております。

(13) 当行子会社の取締役及び使用人等が当行監査役に報告するための体制

- ① 当行の取締役は監査役との協議により、「業務の適正を確保する体制」に係る子会社の取締役及び使用人等の当行の監査役への報告事項等を申し合わせ、適宜必要な報告を行える体制を整えております。
- ② 当行は、法令違反行為等に関し、子会社等の取締役及び使用人等が監査役に内部通報できる体制を整えております。

(14) 前号の報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行の定める内部通報制度において、当行及び子会社等の報告者が、当該報告等を行ったことにより不利な取扱いを受けないことを規定し、周知徹底しております。

(15) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けるとともに、必要に応じ、予算外の費用等を支弁する体制を整えております。

(16) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は取締役会に、常勤監査役はさらに常務会・支店長会議等、経営の重要会議や報告会に出席し、意見具申できることとしております。
- ② 監査役が、当行及び子会社の取締役等との定期的な面談や営業店への臨店を通し、情報の収集や使用人との意思疎通を図ることができるよう体制を整備しております。

(業務の適正を確保する体制の運用状況の概要)

(1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当行グループの業務の適正を確保するための体制

全取締役の総意として宣言した、法令等遵守態勢や社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の確立等を内容とする「取締役業務執行宣言」に基づき、取締役が全員対等な立場で発言し、実質的かつ活発な論議を行うことにより、取締役会を業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督のための開かれた意思決定機関としております。

- ① 監査役は、取締役会に出席し、必要あるときには意見具申することとして

おり、本事業年度においては、取締役会（本事業年度は12回開催）に出席し、取締役会に対する監督・牽制機能を発揮しております。

- ② 事業年度毎に経営方針、コンプライアンス実践計画を策定（本事業年度は「平成31年度経営方針」「平成31年度コンプライアンス実践計画」）し、当該事業年度に実施する諸施策と併せ、法令等遵守に係る経営姿勢を明確にし、コンプライアンス体制の徹底を図っております。
- ③ 「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係遮断を宣言しているほか、「反社会的勢力等との取引防止規程」等に基づき、本事業年度においては、反社会的取引対策委員会を6回開催し、反社会的勢力等に係る対応策等の協議を行うなど、内部管理態勢の強化を図っております。
- ④ 「外部評価委員会規程」に基づき、社外の有識者（弁護士、公認会計士）で構成された外部評価委員会を、本事業年度において4回開催し、取締役会における意思決定の妥当性及び監査役会の取締役会に対する監督・牽制の有効性及びに経営陣及び全行的な法令等遵守の取組みが適切に機能しているかについて客観的な評価・助言を得ております。
- ⑤ 「指名報酬委員会規程」に基づき、社外取締役及び代表権のある取締役で構成された指名報酬委員会を本事業年度において6回開催し、取締役の選解任や報酬等の重要議案の検討にあたり、議案内容に関する適切性の検証を行うなど、取締役会の経営監督機能の強化を図っております。

（２）当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書規程」に基づき、取締役会等の議事録や会議資料等の職務執行に係る情報について、適切な保存・管理を実施しております。

（３）当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「統合リスク管理規程」や「リスク管理の基本方針」等に基づき、統合的なリスク管理、カテゴリー毎のリスク管理を実施するとともに、毎月1回資金管理部会（常務会）を開催（本事業年度は12回開催）し、リスク管理に関する諸問題等の討議を行っております。
- ② 「業務継続計画規程」等に基づき、本事業年度においては、安否確認システムを活用した行員の安否確認訓練や本部棟・情報センターにおける自衛消防訓練、システム障害やサイバー攻撃等を想定した訓練を定期的実施し、群馬県内11金融機関との大規模災害時の相互支援を目的とした協定に基づく共同連絡訓練の実施など、災害等発生時に迅速、適切な措置を講じられる体制を整えております。
- ③ 監査部は、リスク管理部署も含めた本部各部及び営業店等の業務運営や管理の適切性について、独立した立場から監査を行っており、本事業年度においては、本部延べ9部署、営業店延べ107支店、子会社1社にて監査を実施しております。

（４）当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、「取締役会規程」「常務会規程」等において、取締役会と常務会との適正な業務分掌等についての定めを置いており、意思決定の効率化・迅速化を図っております。本事業年度においては、取締役会を12回、常務会を56回開催しております。

（５）当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する

ための体制

- ① コンプライアンスに関する行内ルール等を取りまとめた「法令遵守の手引き」を全行員に配付し、各種研修や会議等での徹底により、行員の法令等遵守意識の高揚を図っております。
- ② 「公益通報規程」に基づき、社内（コンプライアンス統括部）及び社外（顧問弁護士事務所）に通報窓口を設けるとともに、当行の監査役への通報も同規程の対象とし、法令違反行為の防止に向けた内部通報制度の整備を図っております。
- ③ コンプライアンス基本事項の徹底や事務事故の再発防止態勢の強化、反社会的勢力に対する取組みの強化等を内容とした「平成31年度コンプライアンス実践計画」を策定・実施し、法令等遵守態勢の強化を図っております。
- ④ 原則毎月1回開催しているコンプライアンス委員会について、本事業年度においては9回開催し、法令等遵守に係る諸問題の解決や改善、対応策等の協議を行っております。

（6）子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当行の定める「子会社等管理規程」「リスク管理基本方針」等に基づき、当行への定期的な情報報告や重要事項等の事前協議、事前報告を求めるとともに、子会社のリスク管理状況について適切に監視しております。
- ② 事業年度毎に、当行において、子会社取締役等との情報交換会や子会社取締役等へのコンプライアンス研修を実施（本事業年度は各1回の開催）しております。
- ③ 当行の定める「公益通報規程」において、子会社等の役職員も同規程の対象者（通報者、相談者）に含め、子会社等における法令違反行為の防止に向けた内部通報制度の整備を図っております。

（7）監査役の監査の実効性を確保するための体制

- ① 監査役の求めに応じ、平成19年11月より監査役室を設置し、専従の補助者1名を配置しております。
- ② 監査役は取締役会（本事業年度は12回開催）に、常勤監査役はさらに常務会（同56回開催）や支店長会議（同3回開催）等、経営の重要会議や報告会に出席し、必要に応じ意見具申するなど、経営陣に対する監督・牽制機能を発揮しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	240,661	預 金	1,981,811
コールローン及び買入手形	4,647	コールマネー及び売渡手形	27,000
商 品 有 価 証 券	14	借 用 金	172,613
金 銭 の 信 託	9,998	外 国 為 替	19
有 価 証 券	561,280	そ の 他 負 債	7,238
貸 出 金	1,456,130	賞 与 引 当 金	441
外 国 為 替	551	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,951
そ の 他 資 産	29,844	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1
有 形 固 定 資 産	22,666	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	368
建 物	4,418	偶 発 損 失 引 当 金	493
土 地	16,482	繰 延 税 金 負 債	8
リ ー ス 資 産	55	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,091
建 設 仮 勘 定	3	支 払 承 諾	4,156
その他の有形固定資産	1,706	負 債 の 部 合 計	2,199,195
無 形 固 定 資 産	1,657	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,156	資 本 金	38,653
その他の無形固定資産	500	資 本 剰 余 金	17,501
繰 延 税 金 資 産	3,731	利 益 剰 余 金	65,703
支 払 承 諾 見 返	4,156	自 己 株 式	△ 235
貸 倒 引 当 金	△ 5,872	株 主 資 本 合 計	121,623
		その他有価証券評価差額金	5,765
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,334
		退職給付に係る調整累計額	△ 191
		その他の包括利益累計額合計	7,908
		新 株 予 約 権	311
		非 支 配 株 主 持 分	429
		純 資 産 の 部 合 計	130,273
資 産 の 部 合 計	2,329,468	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,329,468

連結損益計算書

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		38,729
資 金 運 用 収 益	24,581	
貸 出 金 利 息	19,196	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	5,239	
コールローン利息及び買入手形利息	43	
預 け 金 利 息	70	
そ の 他 の 受 入 利 息	31	
役 務 取 引 等 収 益	6,468	
そ の 他 業 務 収 益	2,723	
そ の 他 経 常 収 益	4,956	
償 却 債 権 取 立 益	682	
そ の 他 の 経 常 収 益	4,273	
経 常 費 用		32,794
資 金 調 達 費 用	294	
預 金 利 息	287	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 27	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
借 用 金 利 息	34	
そ の 他 の 支 払 利 息	0	
役 務 取 引 等 費 用	3,929	
そ の 他 業 務 費 用	190	
営 業 経 費 用	20,245	
そ の 他 経 常 費 用	8,133	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,525	
そ の 他 の 経 常 費 用	6,608	
経 常 利 益		5,935
特 別 利 益		—
特 別 損 失		859
固 定 資 産 処 分 損	21	
減 損 損 失	605	
子 会 社 株 式 売 却 損	233	
税金等調整前当期純利益		5,075
法人税、住民税及び事業税	2,431	
法 人 税 等 調 整 額	△ 266	
法 人 税 等 合 計		2,164
当 期 純 利 益		2,910
非支配株主に帰属する当期純利益		14
親会社株主に帰属する当期純利益		2,896

(平成31年4月1日から
令和2年3月31日まで)

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

		株主資本				
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
1	当期首残高	38,653	17,500	64,384	△ 272	120,265
2	当期変動額					
3	剰余金の配当	—	—	△ 1,669	—	△ 1,669
4	親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	2,896	—	2,896
5	自己株式の処分	—	1	—	39	40
6	自己株式の取得	—	—	—	△ 2	△ 2
7	土地再評価差額金の取崩	—	—	92	—	92
8	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
9	当期変動額合計	—	1	1,319	36	1,358
10	当期末残高	38,653	17,501	65,703	△ 235	121,623
		1	2	3	4	5

(単位：百万円)

		その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
		その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の包 括利益累計 額合計			
1	当期首残高	11,690	2,427	864	14,981	294	418	135,959
2	当期変動額							
3	剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△ 1,669
4	親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	2,896
5	自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	40
6	自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 2
7	土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	92
8	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 5,924	△ 92	△ 1,055	△ 7,072	16	11	△ 7,044
9	当期変動額合計	△ 5,924	△ 92	△ 1,055	△ 7,072	16	11	△ 5,686
10	当期末残高	5,765	2,334	△ 191	7,908	311	429	130,273
		6	7	8	9	10	11	12

第115期末(令和2年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	240,614	預 金	1,981,856
現 金	36,667	当 座 預 金	64,845
預 け 金	203,947	普 通 預 金	874,091
コ ー ル 口 一 ン	4,647	貯 蓄 預 金	13,089
商 品 有 価 証 券	14	通 知 預 金	4,680
商 品 国 債	3	定 期 預 金	978,631
商 品 地 方 債	10	定 期 積 金	19,923
金 銭 の 信 託	9,998	そ の 他 の 預 金	26,592
有 価 証 券	561,289	コ ー ル マ ネ ー	27,000
国 債	59,334	借 入 金	167,023
地 方 債	117,809	借 入 金	167,023
社 債	217,714	外 国 為 替	19
株 式	11,946	売 渡 外 国 為 替	15
そ の 他 の 証 券	154,484	未 払 外 国 為 替	3
貸 出 金	1,459,081	そ の 他 の 負 債	5,408
割 引 手 形 付	6,652	未 決 済 為 替 借	112
手 形 貸 付	87,270	未 払 法 人 税 等	1,815
証 書 貸 付	1,227,103	未 払 費 用	1,217
当 座 貸 越	138,055	前 受 収 益	666
外 国 為 替	551	給 付 補 填 備 金	2
外 国 他 店 預 け	425	金 融 派 生 商 品	8
外 買 入 外 国 為 替	39	リ ー ス 債 務	332
取 立 外 国 為 替	87	資 産 除 去 債 務	316
そ の 他 の 資 産	18,714	そ の 他 の 負 債	937
未 決 済 為 替 貸	104	賞 与 引 当 金	432
未 収 収 益	1,677	退 職 給 付 引 当 金	2,642
金 融 派 生 商 品	11	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	368
そ の 他 の 資 産	16,921	偶 発 損 失 引 当 金	493
有 形 固 定 資 産	22,629	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,091
建 物	4,415	支 払 承 諾	4,156
土 地	16,482	負 債 の 部 合 計	2,191,493
リ ー ス 資 産	304	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	3	資 本	38,653
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,423	資 本 剰 余 金	17,501
無 形 固 定 資 産	1,632	資 本 準 備 金	17,500
ソ フ ト ウ ェ ア	1,133	そ の 他 利 益 剰 余 金	1
リ ー ス 資 産	0	利 益 剰 余 金	65,432
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	498	利 益 準 備 金	2,596
繰 延 税 金 資 産	3,646	そ の 他 利 益 剰 余 金	62,835
支 払 承 諾 見 返	4,156	繰 越 利 益 剰 余 金	62,835
貸 倒 引 当 金	△ 5,718	自 己 株 式	△ 235
		株 主 資 本 合 計	121,351
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,767
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,334
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,101
		新 株 予 約 権	311
		純 資 産 の 部 合 計	129,765
資 産 の 部 合 計	2,321,258	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,321,258

第115期 (平成31年4月 1日から 令和 2年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		35,006
資金運用収益	24,600	
貸出金利	19,217	
有価証券利息配当金	5,236	
コールローン利息	43	
預け金利息	70	
その他の受入利息	31	
役務取引等収益	5,763	
受入為替手数料	1,479	
その他の役務収益	4,284	
その他業務収益	2,723	
外国為替売買益	80	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	2,193	
その他の業務収益	449	
その他経常収益	1,918	
償却債権取立益	643	
株式等売却益	492	
金銭の信託運用益	2	
その他の経常収益	779	
経常費用		29,339
資金調達費用	284	
預金利息	287	
コールマネー利息	△ 27	
債券借取引支払利息	0	
その他の支払利息	24	
役務取引等費用	3,643	
支払為替手数料	284	
その他の役務費用	3,358	
その他業務費用	190	
国債等債券売却損	190	
その他の業務費用	0	
営業経常費用	19,714	
その他経常費用	5,506	
貸倒引当金繰入額	1,539	
貸出金償却	2,727	
株式等償却	812	
その他の経常費用	426	
経常利益		5,667
特別利益		370
子会社株式売却益	370	
特別損失		626
固定資産処分損失	21	
減損損失	605	
税引前当期純利益		5,410
法人税、住民税及び事業税	2,421	
法人税等調整額	△ 266	
法人税等合計		2,154
当期純利益		3,256

第115期 (平成31年4月 1日から 令和 2年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資 本 準 備 金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利 益 準 備 金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
1 当期首残高	38,653	17,500	—	17,500	2,262	61,489	63,752	△ 272	119,633
2 当期変動額									
3 剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 1,669	△ 1,669	—	△ 1,669
4 利益準備金の積立	—	—	—	—	333	△ 333	—	—	—
5 当期純利益	—	—	—	—	—	3,256	3,256	—	3,256
6 自己株式の処分	—	—	1	1	—	—	—	39	40
7 自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△ 2	△ 2
8 土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	92	92	—	92
9 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10 当期変動額合計	—	—	1	1	333	1,345	1,679	36	1,717
11 当期末残高	38,653	17,500	1	17,501	2,596	62,835	65,432	△ 235	121,351
	1	2	3	4	5	6	7	8	9

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
1 当期首残高	11,689	2,427	14,116	294	134,045
2 当期変動額					
3 剰余金の配当	—	—	—	—	△ 1,669
4 利益準備金の積立	—	—	—	—	—
5 当期純利益	—	—	—	—	3,256
6 自己株式の処分	—	—	—	—	40
7 自己株式の取得	—	—	—	—	△ 2
8 土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	92
9 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 5,922	△ 92	△ 6,014	16	△ 5,997
10 当期変動額合計	△ 5,922	△ 92	△ 6,014	16	△ 4,279
11 当期末残高	5,767	2,334	8,101	311	129,765
	10	11	12	13	14

独立監査人の監査報告書

令和2年5月6日

株式会社 東和銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉田昌則 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田波也人 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東和銀行の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東和銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査人の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和2年5月6日

株式会社 東和銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉田昌則 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田波也人 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東和銀行の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理性に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月7日

株式会社 東和銀行 監査役会

常勤監査役 加 辺 秀 雄 ㊞

常勤監査役 関 根 正 裕 ㊞

監 査 役 安 藤 震太郎 ㊞

監 査 役 加 藤 真 一 ㊞

(注) 監査役安藤震太郎及び監査役加藤真一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当(第115期期末配当)に関する事項

剰余金の配当につきましては、内部留保による自己資本の充実を考慮した上で、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

(1) 普通株式1株につき 金40円

その総額 1,477,631,560円

(2) 第二種優先株式1株につき 金25.72円

その総額 192,900,000円

なお、普通株式及び第二種優先株式の配当総額は、1,670,531,560円となります。

(参考)

- ・第二種優先株式は、1株当たりの発行価格が200円(※1)であり、令和元年度における1株当たりの配当金は、上記200円(※1)に配当年率1.286%(※2)を乗じた金額となっております。

※1 平成29年10月1日付で第二種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、1株当たりの発行価格を2,000円として算出しております。

※2 令和元年度の配当年率は、平成31年4月1日における日本円TIBOR12ヵ月物(0.13636%)に1.15%を加えた率を適用しております。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

令和2年6月25日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役大澤清美氏が退任いたします。

つきましては、社外取締役に1名増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者とした8名の選定につきましては、社外取締役及び代表権のある取締役に構成された指名報酬委員会で審議し、外部の弁護士等からなる外部評価委員会の評価を得て、指名報酬委員会が取締役会に対して助言・提言を行っております。なお、外部評価委員会から、人選は適切である旨の評価を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行株式の 種類及び数
1	よし なが くに みつ 吉 永 國 光 (昭和20年11月20日生)	平成17年6月 当行入行 専務取締役 平成18年6月 代表取締役副頭取 平成19年5月 代表取締役頭取 平成22年6月 代表取締役頭取執行役員 現在に至る	普通株式 32,000株
	(取締役候補者の選任理由) 財務・金融行政に従事し、欧州復興開発銀行・国際協力機構の理事を務めるなど、国内外での豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、平成17年6月から専務取締役、平成18年6月から代表取締役副頭取、平成19年5月から代表取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者いたしました。		
2	え ばら ひろし 江 原 洋 (昭和31年4月16日生)	昭和55年4月 当行入行 平成19年7月 秘書室副部長 平成21年2月 川越支店長 平成23年6月 執行役員高崎営業本部長兼 高崎支店長 平成25年6月 常務執行役員高崎営業本部長兼 高崎支店長 平成26年6月 取締役常務執行役員 平成29年6月 取締役専務執行役員 令和元年6月 取締役副頭取執行役員 現在に至る 担当 総合企画部、東和銀行経済研究所、人事総務部、職員研修所	普通株式 15,500株
	(取締役候補者の選任理由) 総合企画部門のほか、リスク管理部門、審査部門、財務経理部門、人事総務部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、さらに高崎営業本部長兼高崎支店長、川越支店長を務めるなど現場感覚に優れ、銀行業務に精通しております。また、平成26年6月から取締役、令和元年6月より取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当行株式の 種類及び数
3	さくら い ひろ ゆき 櫻 井 裕 之 (昭和32年12月26日生)	昭和55年4月 当行入行 平成19年6月 総合企画部副部長 平成20年6月 審査部長 平成21年10月 総合企画部長 平成23年6月 執行役員総合企画部長 平成25年6月 常務執行役員東京支店長兼 東京事務所長 平成26年6月 取締役常務執行役員 平成29年6月 取締役専務執行役員 現在に至る 担当 リレーションシップバンキング推進部、 リレーションシップバンキング戦略部、 事務統括システム部、事務集中部	普通株式 14,300株
(取締役候補者の選任理由) 営業推進部門のほか、総合企画部門、審査部門、総務部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、さらに東京支店長を務めるなど現場感覚に優れ、銀行業務に精通しております。また、平成26年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者いたしました。			
4	きた づめ いさお 北 爪 功 (昭和39年7月16日生)	昭和62年4月 当行入行 平成20年10月 箆原支店長 平成25年4月 伊勢崎営業本部長兼伊勢崎支店長 平成28年4月 執行役員伊勢崎営業本部長兼 伊勢崎支店長 平成28年6月 執行役員リレーションシップバン キング推進部長 令和元年6月 取締役執行役員 現在に至る 担当 リレーションシップバンキング推進部長 委嘱、 リレーションシップバンキング戦略部部長 委嘱	普通株式 5,400株
(取締役候補者の選任理由) 箆原支店長、伊勢崎支店長を務めるなど現場感覚に優れ、リレーションシップバンキング部門に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。また、平成28年4月より執行役員、令和元年6月より取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を生かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者いたしました。			
5	※ すず き しんいちろう 鈴 木 信一郎 (昭和37年4月22日生)	昭和60年4月 株式会社日本債券信用銀行入行 (現 株式会社あおぞら銀行) 平成29年6月 当行入行 平成29年6月 国際部長 平成30年6月 執行役員国際部長兼 事務統括システム部部長 委嘱 現在に至る	普通株式 2,400株
(取締役候補者の選任理由) 国際部長兼事務統括システム部部長として豊富な業務経験を有しております。また、平成30年6月より執行役員として、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の 種類及び数
6	みず ぐち たけし 水 口 剛 (昭和37年1月14日生)	昭和59年 4 月 ニチメン株式会社入社 平成元年10月 英和監査法人入所 平成 2 年 9 月 T A C 株式会社入社 平成 9 年 4 月 高崎経済大学経済学部講師就任 平成12年 4 月 高崎経済大学経済学部准教授就任 平成13年10月 明治大学より博士（経営学）授与 平成20年 4 月 高崎経済大学経済学部教授就任 （現任） 平成29年 4 月 高崎経済大学副学長・理事就任（現任） 令和元年 6 月 当行社外取締役就任 現在に至る	普通株式 400株
（社外取締役候補者の選任理由） 高崎経済大学の副学長を務めており、責任投資、E S G（環境・社会・コーポレートガバナンス）投資等を主な研究分野とし、環境省グリーンボンド検討会座長、E S G金融懇談会委員を歴任するなど、豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした専門的な経験や知見を社外取締役としての独立した立場から、当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者いたしました。			
7	おお にし り か こ 大 西 利佳子 (昭和49年6月16日生)	平成 9 年 4 月 株式会社日本長期信用銀行入行 （現 株式会社新生銀行） 平成14年 1 月 株式会社トムボーイ代表取締役就任 （株式会社コトラに吸収合併） 平成14年10月 株式会社コトラ 代表取締役就任（現任） 平成29年 3 月 株式会社ベルパーク 社外取締役就任（現任） 令和元年 6 月 当行社外取締役就任 現在に至る	普通株式 200株
（社外取締役候補者の選任理由） プロフェッショナル人材紹介会社の経営者として、金融機関やコンサルティング会社へのプロ人材の紹介、及び事業会社経営層の人材評価、採用戦略など豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした専門的な経験や知見を社外取締役としての独立した立場から、当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当行株式の 種類及び数
8	※ 多 胡 秀 人 (昭和26年11月2日生)	昭和49年 4 月 株式会社東京銀行入行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 平成 9 年 4 月 有限会社多胡事務所 代表取締役就任 (現任) 平成11年 4 月 デロイト・トーマツ・コンサルテ ィング株式会社 (現 アビーム コンサルティング株式会社) パ ートナー (執行役員) 就任 平成19年 6 月 株式会社山陰合同銀行 社外取締 役就任 (現任) 平成23年 8 月 一般社団法人 地域の魅力研究所 代表理事就任 (現任) 平成27年 6 月 浜松信用金庫 (現 浜松いわた信 用金庫) 非常勤理事就任 (現任) 平成30年 6 月 株式会社商工組合中央金庫 社外取締役就任 (現任)	—
	(社外取締役候補者の選任理由) 地域金融機関を中心とした経営コンサルティング業務での豊富な経験やリレー ションシップバンキングにおける専門的な知見を有しております。また、金 融庁の金融機能強化審査会の会長代理などの要職を歴任しており、地域金融の 専門家であります。その経験や知見を社外取締役としての独立した立場から、 当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
2. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 水口剛氏、大西利佳子氏、多胡秀人氏は社外取締役候補者であります。
水口剛氏、大西利佳子氏の当行社外取締役の在任期間は、本總會終結の時をも
って1年であります。
4. 多胡秀人氏の選任が承認された場合、当行は多胡秀人氏との間で、会社法第427
条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する
予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項
に定める最低責任限度額であります。
また、当行は水口剛氏、大西利佳子氏との間で、当該契約を締結しており、両
氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当行は水口剛氏、大西利佳子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とし
て届け出ております。
また、多胡秀人氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく
独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役加辺秀雄氏、関根正裕氏及び安藤震太郎氏は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者とした3名の選定につきましては、外部評価委員会から、人選は適切である旨の評価を受けております。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 する 当行株式の 種類及び数
1	※ おお さわ きよ み 大 澤 清 美 (昭和28年5月7日生)	昭和52年4月 当行入行 平成18年3月 法務室長 平成19年6月 コンプライアンス統括部長 平成20年6月 監査部長 平成22年6月 執行役員監査部長 平成22年10月 執行役員人事部長 平成24年6月 常務執行役員 平成25年6月 取締役常務執行役員 平成27年6月 取締役専務執行役員 平成28年6月 代表取締役副頭取執行役員 令和元年6月 代表取締役会長執行役員 現在に至る	普通株式 16,520株
	(監査役候補者の選任理由) 監査部門のほか、コンプライアンス部門、事務部門、人事部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、平成25年6月から取締役、平成28年6月から代表取締役副頭取、令和元年6月から代表取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営の監査に貢献することができる人物と判断し、監査役候補者といたしました。		
2	せき ね まさ ひろ 関 根 正 裕 (昭和31年7月6日生)	昭和55年4月 当行入行 平成21年4月 コンプライアンス統括部副部長 平成21年8月 コンプライアンス統括部長 平成25年6月 監査部長 平成28年4月 執行役員監査部長 平成29年4月 常務執行役員監査部長 平成29年6月 常勤監査役 現在に至る	普通株式 11,440株
	(監査役候補者の選任理由) 監査部門のほか、コンプライアンス部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営の監査に貢献することができる人物と判断し、監査役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の 種類及び数
3	あん どう しん たろう 安 藤 震太郎 (昭和13年1月23日生)	昭和37年 3 月 安藤震四郎商店入社 (昭和45年 8 月安藤株式会社に社名変更) 平成 7 年 8 月 安藤株式会社 代表取締役社長 平成18年 6 月 安藤株式会社 代表取締役会長 平成22年 6 月 安藤株式会社 取締役相談役就任 (平成23年10月アルフレッサ株式会社と合併) 平成23年10月 アルフレッサ株式会社 顧問就任 (平成27年 3 月退任) 株式会社安藤 相談役 (現任) 平成24年 6 月 当行社外監査役 現在に至る	普通株式 4,600株
	(社外監査役候補者の選任理由) 永年にわたり会社経営者として豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした経験や識見を引き続き当行の経営の監査に活かしていただくため、社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. ※は新任監査役候補者であります。
2. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 安藤震太郎氏は、社外監査役候補者であります。
4. 安藤震太郎氏の当行社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
5. 当行は安藤震太郎氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
また、同氏の選任が承認された場合、同氏と当行との間で本契約を継続する予定であります。
6. 当行は安藤震太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第 4 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役（社外監査役を含む）の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠監査役候補者の選定につきましては、外部評価委員会から、人選は適切である旨の評価を受けております。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当行株式の 種類及び数
はん ば しゅう 半 場 秀 (昭和40年8月21日生)	平成 5 年 4 月 第一東京弁護士会登録 平成 5 年 4 月 岩田合同法律事務所入所 平成16年 2 月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成22年 3 月 キヤタピラー・ジャパン株式会社 社外監査役 平成22年 6 月 SMBC債権回収株式会社 社外取締役 平成22年 8 月 島田法律事務所入所（現任） 平成24年 3 月 昭栄株式会社 社外取締役 平成24年 6 月 当行補欠監査役（現任） 現在に至る	—
(補欠監査役候補者の選任理由) 弁護士として法曹界における豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした経験や識見を当行の経営の監査に活かしていただくため、補欠監査役候補者といたしました。		

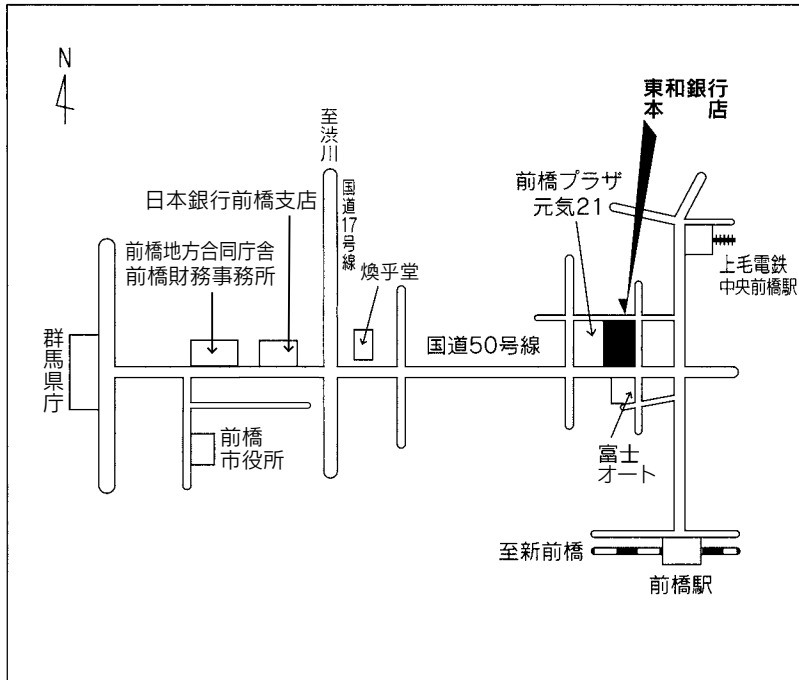
- (注) 1. 候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 半場秀氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 半場秀氏が監査役に就任した場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 半場秀氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以 上

メ モ

株主総会会場ご案内図

株主総会は東和銀行本店2階大会議室で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。



所在地 前橋市本町二丁目12番6号

J R 前橋駅より徒歩15分

電話番号 027-234-1111 (代)